

**先端設備等に対する固定資産税の特例申請書提出用確認シート**

太枠内に必要事項を記入し、必要提出書類とともに課税標準の特例適用申請書に添付してください。

**【中小事業者等記入欄】**

① 必要提出書類の確認【以下の項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄に「レ」をチェックしてください。】

項番	提出書類	チェック欄
1	償却資産申告書・種類別明細書(提出用)、固定資産税(償却/事業用家屋)の課税標準の特例適用申請書	
2	先端設備等導入計画に係る認定申請書(写)	
3	先端設備等導入計画認定書(写)	
4	工業会等による、生産性向上に係る要件を満たすことの証明書(写) (中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書) ※事業用家屋分については不要	
5	(リース会社が固定資産税の軽減措置を受ける場合)リース契約書(写)	
6	(リース会社が固定資産税の軽減措置を受ける場合)公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書(写)	

※ 事業用家屋が該当する場合は、以下の項目についても確認を行い、右側のチェック欄に「レ」をチェックしてください。

7	建築確認済証(写)	
8	建物の見取り図(写)	
9	先端設備等の購入契約書(写)	
10	対象家屋が事業用であることを証する書類(所得税青色申告決算書等)	
11	先端設備等に係る誓約書(建物用)	

② 課税標準の特例対象条件の確認について【以下の内容について提出前に確認を行い、当てはまる方に○をつけてください。】

項番	確認内容	当てはまる方に○		
1	先端設備等導入計画の申請者が会社及び資本又は出資を有する法人の場合	賦課期日(本年1月1日現在)において、資本金又は出資の総額は1億円以下ですか?	いいえ	はい
	先端設備等導入計画の申請者が個人や資本又は出資を有しない法人の場合	賦課期日(本年1月1日現在)において、従業員数は1,000人以下ですか?	いいえ	はい
2	賦課期日(本年1月1日現在)において、「みなし大企業※」ではないですか? 「みなし大企業」は課税標準の特例適用の対象外です。 ※「みなし大企業」とは ・同一の大規模法人(資本金若しくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金若しくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人)から2分の1以上の出資を受ける法人 ・2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人		いいえ	はい
3	「先端設備等導入計画に係る認定申請書」記載の先端設備等の取得価額と、償却資産申告書の資産の取得価額は一致していますか? 「いいえ」の場合はその理由(例. 見積価格と実際の購入価格との差額によるもの)を下欄にご記入ください。 ※差額が大きい等確認が必要と判断された場合は、設備等購入時の契約書等を追加で提出していただくことがあります。		いいえ	はい
	【理由】			

事業者名	提出日	令和	年	月	日
	担当者名				
	連絡先				

**【リース会社記入欄】**

※中小事業者等へ行うファイナンス・リースに関して、リース会社が償却資産の申告を行う場合に記載が必要です。

事業者名	担当者名
	連絡先